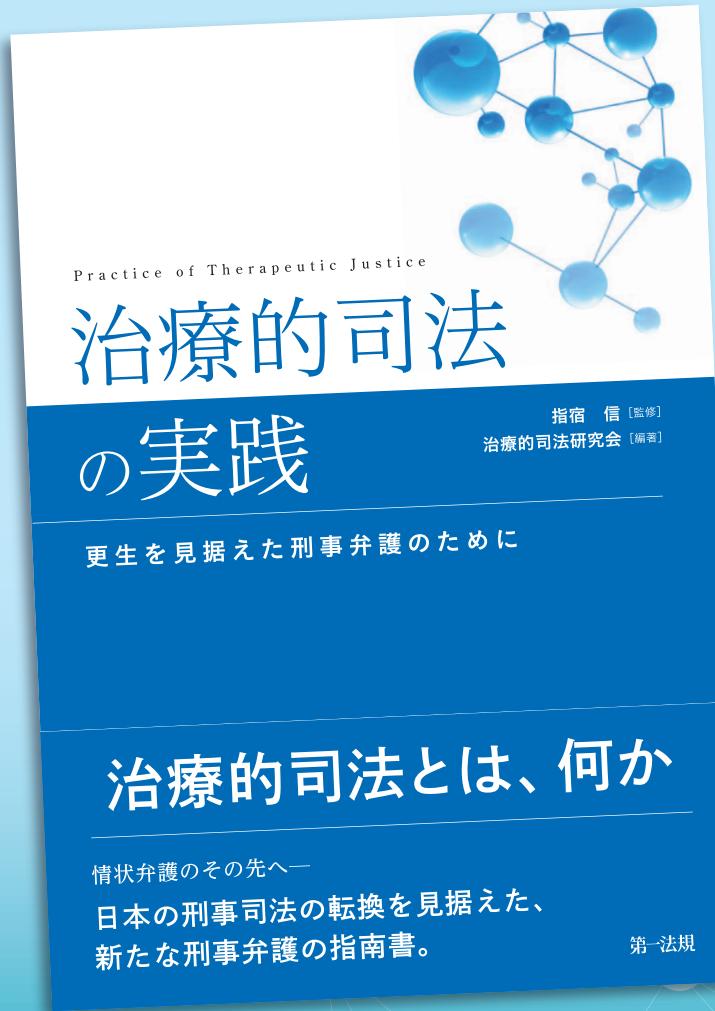


情状弁護のその先へ ——

弁護士のための
“治療的司法”指南書!

治療的司法の実践

—更生を見据えた刑事弁護のために—



[監修] 指宿 信
[編著] 治療的司法研究会
A5判・480頁 定価:本体4,000円+税

本書の特長

- ◆ 近年注目される「治療的司法」のアプローチについて、**実践と理論の両面から解説!**
- ◆ 22の実践事例により、依存症や障害を抱えた依頼者の**更生を見据えた弁護活動の要点**がわかる!
- ◆ 弁護士やNPO代表らによる**充実のコラム**も掲載!

▼ こちらも好評発売中!

- 『実務体系 現代の刑事弁護 第1巻 弁護人の役割』
『実務体系 現代の刑事弁護 第2巻 刑事弁護の現代的課題』
『実務体系 現代の刑事弁護 第3巻 刑事弁護の歴史と展望』



第一法規 | 東京都港区南青山2-11-17 ☎ 0120-203-694 | ☎ Fax. 0120-302-640

| <http://www.daiichi-hoki.co.jp>

依存症や障害を抱えた依頼者の刑事弁護の要点を、研究者と実務家の視点から解説

『治療的司法の実践－更生を見据えた刑事弁護のために－』目次

Invitation to Therapeutic Justice

監修・執筆者一覧

凡例

Introduction

鼎談・治療的司法は社会の窓と鏡(中村正／菅原直美／山田恵太)

■ Practice(事例編)

薬物事件

序論(菅原直美)

Case 1 覚せい剤依存症I(菅原直美)

Case 2 覚せい剤依存症II(西谷裕子)

Case 3 覚せい剤依存症III(西谷裕子)

Column 「更生」のさらにその先への第一歩のために(中村正)

窃盗事件

序論(林大悟／中田雅久)

Case 4 クレプトマニア・摂食障害I(林大悟)

Case 5 クレプトマニア・摂食障害II(林大悟)

Case 6 クレプトマニア・摂食障害III(林大悟)

Case 7 クレプトマニア・摂食障害IV(林大悟)

Case 8 クレプトマニア・摂食障害V(林大悟)

Case 9 クレプトマニア・摂食障害VI(林大悟)

Case 10 認知症I(林大悟)

Case 11 認知症II(林大悟)

Case 12 非けいれん性てんかん重積(NCSE)(林大悟)

Case 13 貧困を原因とした窃盗等の弁護I(中田雅久)

Case 14 貧困を原因とした窃盗等の弁護II(中田雅久)

Column 弁護士アンケート～接見時のひと工夫

暴行・傷害事件

序論(山田恵太)

Case 15 知的障害のケース(山田恵太)

Case 16 アルコール依存とDVが背景にある暴行事件
(菅原直美)

Column 加害者家族と人権(阿部恭子)

放火事件

序論(山田恵太)

Case 17 総合失調症のケース(山田恵太)

性犯罪

序論(中田雅久)

Case 18 医療とも連携した再犯防止を取り入れた弁護事例I
(中田雅久)

Case 19 医療とも連携した再犯防止を取り入れた弁護事例II
(中田雅久)

ストーカー事件

序論(福島昭宏)

Case 20 成年男性ストーカーについて(福島昭宏)

Column ストーカーの足抜け支援(小早川明子)

少年事件

序論(馬場望)

Case 21 脳法少年(馬場望)

Case 22 犯罪少年(馬場望)

Column 付添人の役割について(戸田洋平)

■ Theory(理論編)

治療的司法と再犯防止(指宿信)

司法臨床と治療的司法への展開(廣井亮一)

治療的司法と社会臨床(中村正)

治療的法医学から日本への示唆(森村たまき)

治療的司法とジェンダー(後藤弘子)

Column 離婚などの民事紛争と治療的司法(菅原直美)

罪に問われた障害者等に対する更生支援(浦崎寛泰)

Column 複数資格を持つ弁護士としての活動(平林剛)

ドラッグ・コートと治療的司法の展開と課題(丸山泰弘)

Conclusion

対談・治療的司法の過去と未来(中村正／指宿信)

Closing

Practice(事例編)

薬物事件

序論

弁護士 菅原直美

1 薬物事件とその背景

薬物事件には、自己使用や単純所持のほか、営利目的所持や輸入などがある。

自己使用・単純所持などの場合には、「被疑者は薬物依存症なのではないか」という疑問を持つべきである。覚せい剤や、大麻、コカインなどの物質は、摂取行為が本人の精神状態に影響をもたらすものであり、本人がもう2度と同じような罪を犯さないために何らかの治療を要する可能性があるからである。

また、営利目的の事件などでは、知的障害などの精神疾患を持つ人が犯罪に巻き込まれている例もある。

2 依存症とは

そもそも依存症とは

行動、あるいは人間

用する化学物質の摂

行った結果、それら

刺激を追求する行

動的症状を生じる、精

依存症に至るまで

42

Case 6 白眉事件

クレプトマニア・摂食障害III

～治療を継続させるため再度の執行猶予を求めたケース②～

弁護士 林 大悟

事件の状況・背景

被告人(Cさん)は、さいたま市に居住する40代の女性で、夫と2人暮らしであった。Cさんは、過去にアルコール依存症となり1年以上病院と施設における治療を受け、施設に成功したが、その後、從来からあった摂食障害が悪化し、食べ過ぎるようになり、食べきりの食品を万引きするようになった。

本ケースは、Cさんは、同種方引きの執行猶予期間中に薬剤において化粧品及び食料品合計14点(販売価格合計7,000円)を窃取したという事案である。

Theory(理論編)

治療的司法と再犯防止

我が国の再犯防止施策の展開と今後の課題

成蹊大学法学院教授 指宿 信

されましたが、その弁護人が病弱性の家族の要請を受け、勾留先の留置した事案である。

には、アルコール依存の既往と同時に、典型的なクロスマディクション院への入院と司法精神病科による療養、保険を請求し、大体に所在する受けでもらった。

1 はじめに

いうまでもなく、刑罰の目的は特別防護と一般防護の2つとされている。

特別防護とは、刑罰の効果で再び罪を犯さないことを自ら考へ方であり、一般防護とは、刑罰の存在をもって社会の構成員が罪を犯さないよう威嚇する考え方である。現代などの国家でも、刑罰の目的としてこの2つの要素を兼ね備えている。

ところが、20世紀の終わり頃から、そうした刑罰の目的についての限界が強く指摘されるようになり、理論のみならず、刑事司法に問われる実務家からも刑罰の特別防護効果について強い懐疑を受けているようになってきた。とりわけ、柔軟(単純使用)犯のようないくつかや増幅が招かれの原因となっている場合や、本来福利的に解決されなければならない家庭や生活上の問題が原因となつて刑罰を繰り返している場合には、どれだけ威嚇効果を重視しても特別防護効果も一般防護効果も認められないといふのである。

海外では、そうした懐疑は繰り返して議論ではなく現地の人たちの姿を日々目にしていた刑事たち、自分たちが営む司法過程の役割とその結果である刑罰効果に疑問を持ち始めた。そこで自分たちの法廷の手続きを見直すことに取り組み始め、裁判官に被告人の同意の下で治療の機会を組み込んだり、福祉サービスにつなげる機会を用意したりするといった工夫を始

詳細・お申し込みはコチラ

← クレジットカードでもお支払いいただけます



第一法規 治療的司法実践

検索

